第２次西脇市環境基本計画（概要版）

第１章　計画の基本的事項

１　計画策定の背景

本計画は、西脇市の環境をまもる条例に掲げる基本方針に基づき、良好な環境の保全及び創造に関する施策並びに市民、事業者、市がそれぞれ配慮すべき事項をとりまとめるものであり、環境の保全及び創造を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

２　策定に当たっての基本的な考え方　－西脇市を取り巻く国内外の情勢－

- 「環境・経済・社会」の統合的な向上を目指した大きな方向性を示す計画とします。
- 時代の転換期（ＳＤＧｓや地域循環共生圏、気候変動影響の顕在化等の新たな課題や生物多様性保全等）に即した計画とします。
- 市民、事業者、市の次の一歩につながる計画とします。
- 進行管理を共有しやすい計画とします。
- 脱炭素社会の実現を目指します。

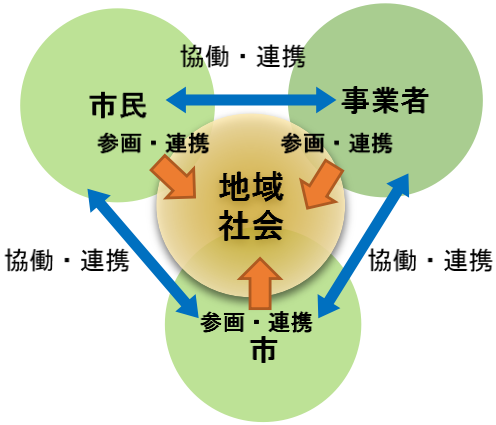

図　市民・事業者・市それぞれが主体となった地域づくりのイメージ

３　計画の位置付け

本計画は、「西脇市の環境をまもる条例」第28条の規定に基づき策定するものです。
また、本市の最上位計画である「西脇市総合計画」の将来像を環境面から実現するためのものです。

４　計画の期間

本計画の期間は、令和３（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とし、おおむね５年後を目途に見直しを行うこととします。

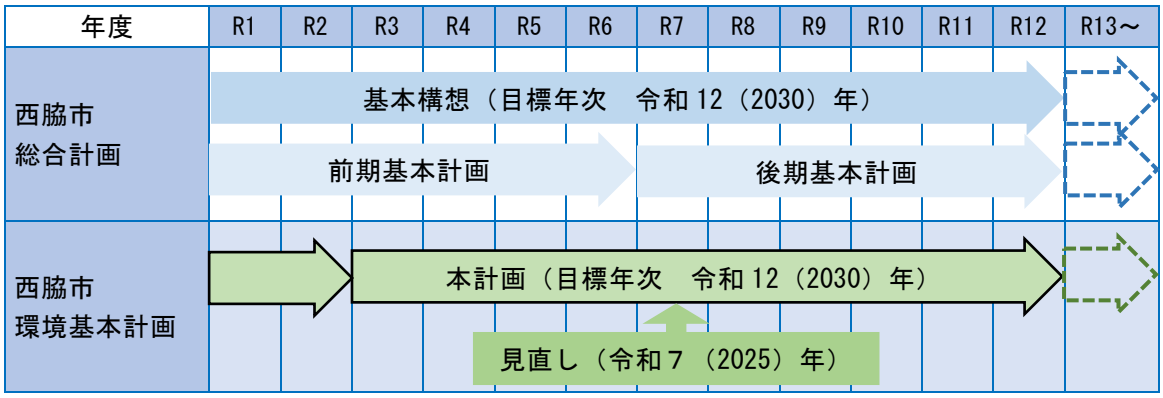

5　計画の推進主体と役割

市民、事業者、市が自分ごととして、それぞれが計画の実現に取り組むことが重要です。

市民	定義	西脇市内に居住する者、働く者、学ぶ者及び利害関係を有するもの
	役割	・環境への負荷が少ない生活様式を積極的に取り入れる。　ほか
事業者	定義	西脇市内で事業を営むもの
	役割	・環境への負荷が少ない事業活動を積極的に推進する。　ほか
市	定義	西脇市（必要に応じて、西脇多可行政事務組合等、市に関わる行政機関）
	役割	・良好な環境の確保に関する施策を策定し、これを実施する。　ほか

6　計画の対象地域

本計画の対象とする地域は、西脇市全域とします。

ただし、市域を越えて広域的に取り組む必要があること（大気、水、森林をはじめ地球環境に関わる問題など）については、関係自治体、兵庫県及び国と連携を図り取り組んでいきます。

7　計画の対象範囲

本計画が対象とする範囲は、次のとおりです。

分野	環境要素	分野	環境要素
安全	大気、水質、騒音、振動、悪臭、交通、緑化、防災　ほか	気候変動	地球温暖化の防止、気候変動への適応、再生可能エネルギー、省エネルギー　ほか
資源循環	ごみの減量、廃棄物資源リサイクル、廃棄物処理　ほか	環境・経済好循環	環境ビジネスの創出、雇用創出、地産地消、環境観光産業　ほか
生物多様性	動植物の生態系、農地、里山、森林、川、ため池　ほか	人材育成	環境教育・環境学習、環境保全活動　ほか

第２章　環境の現状と課題

1　各分野における現状と課題

⑴　生活環境

- 大気、水質測定については、対応を要する数値は確認されていません。
- 耕作放棄地面積については、目標値の平成28（2016）年度値より悪化しています。

⑵　循環型社会

- ごみ減量・資源化モデル事業所指定数、１人１日当たり電気（電灯・電力）消費量については、制度廃止、法改正により把握できなくなっています。

⑶　自然環境

- 西脇ファーマーの認定数については、制度開始から増加傾向にあります。
- その他の項目については、目標値を達成していません。

⑷　地球環境

- 温室効果ガス排出量は、平成２（1990）年度 364千ｔ-CO_2に対して、平成29（2017）年度は 368千ｔ-CO_2で 1.1%増加しています。

⑸　環境経済

- 各項目とも目標値を達成しています。

⑹　環境教育

- 環境教育・環境学習の充実に関する指標については、学校園のみ目標を達成しています。
- その他の項目については、目標値を達成していません。

第３章 望ましい環境像

１　望ましい環境像

森・水・人　未来織りなす
自立・循環のまち　にしわき

第４章　目標別の具体的施策の展開

基本目標１〈安全〉　安全で健全かつ快適な環境のまちづくり

大気、水質などの状況を引き続き監視し、公害発生の未然防止に努め、苦情等については迅速かつ適切に指導を行います。また、情報収集・提供に努め、市民がより快適に健康で安全な暮らしができるようにします。

【環境指標について】

＜目標値を設定する指標＞

項目	目標値
大気に関する環境測定データ （二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）	環境基準以下
公共用水域水質（ＢＯＤ年平均値）	環境基準以下

＜経年変化を把握する指標＞

項目
分野別苦情件数（騒音・振動・悪臭・不法投棄・野外焼却・管理不行き届きの空き家等）

【施策について】

⑴　良好な地域環境（大気・水質・土壌など）の継承

①　大気・水質・土壌などのモニタリング・保全
②　発生源（大気・水質・土壌汚染・騒音・振動）への指導・監視
③　化学物質対策や新たな環境リスク対策の実施
④　より良い地域環境形成のための取組の実施

⑵　快適な生活環境の保全

①　環境衛生美化や不法投棄・野外焼却対策の推進
②　空き家・空き地の適正管理の指導
③　魅力的で健全な都市景観形成の推進

【市民・事業者の取組について】

＜市民＞

- 廃棄物の野外焼却は行いません。また、例外規定により認められた焼却行為であっても周辺に十分配慮して行います。
- 廃棄物の不法投棄は絶対にしない・させないとともに、情報提供や監視に努め、地域での撲滅活動にも取り組みます。

など

＜事業者＞

- 関係法令に基づく届出や規制基準、環境基準を遵守します。
- 事業所周辺の清掃に努めるとともに、地域での清掃活動に協力します。
- 事業用車両の更新時には、低公害車を購入するようにします。

など

基本目標２〈資源循環〉　環境への負荷が少ない循環型のまちづくり

廃棄物の発生・排出の抑制を推進し、大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルや社会経済活動から廃棄物を出さない環境づくりを推進するとともに、これまで廃棄物として処理していたものの資源化による有効活用を推進し、資源化ができないものについては、適正処理をすることにより環境へ負荷を与えないようにします。

また、発生する新たな課題と向き合い、市民、事業者、市が連携を図り、資源循環型社会の形成に向けて取り組みます。

【環境指標について】

＜目標値を設定する指標＞

項目	単位	目標値
１人１日当たりごみ排出量（集団回収除く）	g／人日	696→ 655（ 5.9%減）
資源化率	%	19.7→50.0（30.3ﾎﾟｲﾝﾄ増）
１人１日当たり燃やすごみ量	g／人日	628→ 542（13.7%減）
最終処分量	t ／年	1,204→ 686（43.0%減）

※　西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における設定値（基準年度：平成27（2015）年度、目標年度：令和11（2029）年度）を掲載

＜経年変化を把握する指標＞

項目
１人１日当たり生活系ごみ排出量（集団回収除く）（g／人日）
１人１日当たり事業系ごみ排出量（g／人日）

【関連計画】

・　西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

【施策について】

⑴　３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

①　ごみの発生・排出抑制の推進（リデュース）　②　再使用の推進（リユース）

③　資源化の推進（リサイクル）　④　新たな課題への対応

⑵　廃棄物の適正処理の推進

①　ごみ収集・処理体制の充実　②　災害廃棄物対策

③　新たなごみ処理施設の整備

【市民・事業者の取組について】

＜市民＞

・　ごみ出しルールを守り、ごみの分別により家庭からのごみを減らします。
・　リサイクル関連法令を守り、資源化に貢献します。
・　買い物の際に、環境のことを大切に考えて商品や店を選ぶ消費者を目指します。

など

＜事業者＞

・　事業所におけるごみの分別によりごみの減量や資源化に取り組みます。
・　ゼロ・エミッションや拡大生産者責任への取組など、環境への負荷低減に努めた製品製造や処理などの事業活動を行います。

など

基本目標３〈生物多様性〉　水、緑、生物等の多様な生態系を育むまちづくり

様々な動植物の生息や生育環境を保全・再生し守り育てていくことにより、豊かな生物多様性を将来にわたって継承し、人と自然が共生し、そこから得られる恵みを持続的に得ることができるようにします。また、生態系を育む担い手の育成に努めます。

【環境指標について】

＜目標値を設定する指標＞

項目	目標値
生態系の保全と活用に関する学習（関連出前授業、学習会、保全活動）への参加者数	前年度より増加
森林整備面積	年間10ha

＜経年変化を把握する指標＞

項目
本市における貴重な自然環境（重要な生態系）の選定 （兵庫県版レッドリストによる植物群落／単一群落、重要な生態系、自然景観）
西脇ファーマー認定数（累計）
緑化活動に取り組むグループ数（累計）

【施策について】

⑴　生物多様性の保全

①　生物の生育・生息環境の保全・再生
②　外来生物対策の推進
③　生物多様性の理解促進・担い手の育成

⑵　自然の活用と創出

①　田園地域・里山の保全と活用
②　森林の保全と活用
③　水辺環境の保全と活用
④　まちの緑化の推進

【市民・事業者の取組について】

＜市民＞

- 外来種のペットは、本能や習性をよく理解し、愛情を持って最後まで飼育します。
- 動植物をむやみに捕獲、採取したりしないようにします。
- 農業ボランティア、森林ボランティアへの参加や活動支援を行うとともに、地域農産物や木材を活用します。
- 庭木やプランター花壇など、住まいに花と緑を積極的に取り入れます。

など

＜事業者＞

- 開発などを行う場合は、地域の希少動植物の生息や生育状況の把握に努め、生態系に配慮するとともに、調査に対して協力します。
- 市民が取り組む動植物の保護活動に協力します。
- 環境創造型農業に取り組みます。
- 事業所の建物や敷地などにおける屋上緑化、壁面緑化及び植樹帯の整備に努め、適正な管理を行います。

など

基本目標４ 〈気候変動〉 気候変動への適応及び脱炭素化社会形成に貢献するまちづくり

新たなライフスタイル・ビジネススタイルへの転換促進や、市民、事業者への再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギーの推進、また、気候変動影響への適応を進めるなど、低炭素化に取り組みながら、脱炭素化社会形成に貢献するまちづくりを推進します。

【環境指標について】

＜目標値を設定する指標＞

項目	目標値
温室効果ガス排出量（総量）	国の目標水準レベル （令和12（2030）年／平成25年（2013）年度比26%削減のための部門別目標を市に当てはめると約21%削減となる。）

＜経年変化を把握する指標＞

項目
温室効果ガス排出量（部門別・原単位当たり）
再生可能エネルギー導入容量

【施策について】

⑴　再生可能エネルギーの活用

①　再生可能エネルギーの導入検討　　②　再生可能エネルギーの導入促進

③　エネルギーの地産地消の調査研究

⑵　省エネルギーの推進

①　建築物等の断熱性の向上、遮熱対策の促進

②　高効率機器の率先導入及び導入促進

③　ライフスタイル・ビジネススタイルの転換

⑶　低炭素なまちづくりの推進

①　公共交通ネットワークの利便性の向上

②　低炭素モビリティ及びエコドライブの推進　　③　地産地消の推進

⑷　気候変動影響への適応

①　気候変動適応策に関する情報収集・発信

②　関係機関・庁内連携による適応及び防災対策の推進

【市民・事業者の取組について】

＜市民＞

- 再生可能エネルギー設備の導入に努めます。
- 家電や自家用車の更新は、省エネ性能を考慮し行います。
- 地球環境問題や気候変動影響に関する知識習得を積極的に行います。
- 地元産の農産物や製品の購入を積極的に行い、地産地消に努めます。　など

＜事業者＞

- 再生可能エネルギー設備の導入や調達、高効率機器の導入に努めます。
- クールビズやウォームビズの実施を積極的に行います。
- 脱炭素化に向けた新たな商品や製品の提供を通して、ライフスタイルやビジネススタイルの転換に努めます。

など

基本目標５〈環境・経済好循環〉　環境を守り育てる仕組みを育むまちづくり

環境を守り育てる仕組みや経済活動が地域に浸透していくように、国や県等の情報を収集するとともに、市内の事業者の取組を把握し、市民へ積極的に情報発信を行っていきます。

【環境指標について】

＜目標値を設定する指標＞

設定なし

＜経年変化を把握する指標＞

項目
エコツーリズム・グリーンツーリズムのメニュー数（件／年）
環境マネジメントシステム認証取得事業所件数（累計）

【施策について】

⑴　環境と産業の融合促進

①　環境と農商工の連携　　②　地域資源を生かした産業の創出

【市民・事業者の取組について】

＜市民＞

・　観光資源として活用できる自然環境の整備や保全に努めます。
・　環境負荷の軽減に努力している事業者を応援します。

など

＜事業者＞

・　環境負荷の少ない、再生資源素材を使用した製品づくりに努めます。
・　地域の地域資源に磨きをかけ集客し、交流人口の増加による地域活性化に努めます。

など

基本目標６〈人材育成〉　環境の保全と創造に貢献する担い手を育むまちづくり

地域環境や環境課題への関心を育むため、学習の機会の創出や普及啓発を進めるとともに、市民や事業者が行う環境活動を支援します。

さらに、環境教育を通して地域環境の担い手の発掘・育成を図ります。

【環境指標について】

＜目標値を設定する指標＞

項目	目標値
環境教育・環境学習の提供回数（回／年）	前年度より増加（累計値）
環境教育・環境学習を受けた人数（人／年）	前年度より増加（累計値）

＜経年変化を把握する指標＞

設定なし

【施策について】

⑴　環境に関する学習・啓発の推進

①　地域環境への関心の醸成（環境教育・環境学習／郷土教育の推進）

②　環境教育・学習の体制整備　　③　市内の環境情報の収集・発信

⑵　環境保全活動の促進

①　市民・事業者の環境保全・創造活動の支援

②　地域コミュニティにおける環境活動の推進と支援

③　環境保全・創造活動の担い手育成

【市民・事業者の取組について】

＜市民＞

- 歴史的・文化的資源を大切にし、後世に引き継いでいきます。
- 食育・食農教育など、環境教育・環境学習に関する場に積極的に参加します。
- 日々の暮らしの中で、環境に関する話し合いに努めます。
- 事業者や市などとも連携して環境保全に取り組みます。

など

＜事業者＞

- 食育・食農教育など、環境教育・環境学習に関する場の提供に努めます。
- 従業員の環境保全に対する意識の高揚に向け、環境学習会や環境イベントへの参加を促進し、職場学習を推進します。
- 市民や市などとも連携して環境保全に取り組みます。

など

第５章　計画の推進体制

１　計画の推進体制

本計画を効果的かつ効率的に推進していくためには、市民、事業者、市が連携、協働して取り組んでいく必要があります。

①　環境施策推進調整会議　－庁内の推進体制－

庁内における本計画の推進組織として、関係部局で構成する環境施策推進調整会議を設置し、計画の進捗状況を点検しながら環境に配慮した施策を進めます。

②　西脇市環境審議会　－専門的な立場による審議・提言組織－

環境審議会は、計画の策定や変更、計画の推進について審議し、市は、審議会からの答申や提言を受けてその反映に努めます。

２　計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとするために、各部局における各種施策の実施状況について、定期的な把握と点検を行う進行管理が必要となります。本市の進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、ＰＤＣＡ「計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Act）」を繰り返すことによって行います。

第２次西脇市環境基本計画

【発　行】令和３（2021）年３月　【発行者】西脇市　【編　集】西脇市くらし安心部環境課

〒677-8511　兵庫県西脇市郷瀬町 605　TEL 0795-22-3111（代表）　FAX 0795-22-3515

ホームページ　https://www.city.nishiwaki.lg.jp　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ kankyou@city.nishiwaki.lg.jp